



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

環境アセスメントに係るお知らせ

平成30年7月31日

川崎市環境影響評価に関する条例第27条に基づき川崎市新本庁舎整備事業に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 福田 紀彦
	指定開発行為の名称	川崎市新本庁舎整備事業
	指定開発行為の種類	高層建築物の新設（第1種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区宮本町1番地ほか
	指定開発行為の目的	新本庁舎の整備
	指定開発行為の内容	建物高さ：塔屋等を含む最高高さ約116m 延床面積：約63,200㎡
	指定開発行為の施行期間	平成31年度から平成36年度
	環境影響評価の手続経過	平成28年 3月17日：環境配慮計画書公告 平成28年 5月18日：環境配慮計画見解書公告 平成28年 7月19日：環境配慮計画審査書公告 平成29年 4月 7日：指定開発行為実施届出 平成29年 4月14日：条例環境影響評価方法書公告 平成29年 8月 9日：条例環境影響評価方法審査書公告 平成30年 1月26日：条例環境影響評価準備書公告 平成30年 4月 2日：条例見解書公告 平成30年 6月21日：条例環境影響評価審査書公告
縦覧のお知らせ	縦覧場所	川崎区役所、幸区役所 環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）
	縦覧期間及び時間	期 間：平成30年 7月31日（火）から 平成30年 8月29日（水）まで 土曜日、日曜日は除く。 ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の 午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。 時 間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて当該条例環境影響評価書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156